

企画競争説明書

業務名称：パキスタン国シンド州小規模園芸農家支援プロジェクト

調達管理番号：23a00601

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（3）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月22日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国シンド州小規模園芸農家支援プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年2月 ～ 2027年7月
以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。
 - 第1期：2024年2月 ～ 2025年10月
 - 第2期：2025年11月 ～ 2027年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期：2024年2月～2025年10月（21ヶ月）】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

【第2期：2025年11月～2027年7月（21ヶ月）】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ogaito.Ayumi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第1グループ第3チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年11月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年11月29日 12時
3	質問への回答	2023年12月 4日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年12月15日 12時
6	プレゼンテーション	2023年12月20日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年12月28日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先：

		https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--	--

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「シンド州小規模農家生計向上プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 22a00982010100)の受注者(有限会社アイエムジー)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の

受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ① プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料
- ② 電子データ（PDF）での提出とします。
- ③ 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ④ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ⑤ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑥ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑦ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付く
ださい。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから
送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

3) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙5の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目
及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当
たつての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイド
ライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには
含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別
見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評
価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開
封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・
斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニ
ア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者

でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	シンド州のジェンダー規範に即したジェンダー研修および女性農家向けの活動方法	第4条2（7）
2	農業普及部における普及およびモニタリング等へのICT活用	4条2（9）
3	情報収集調査における記載すべき情報、整理・分析方法、アウトプットイメージ	第5条2(1)①活動1-2, 1-3

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項¹

(1) プロジェクトの実施体制

C/P機関となる農業普及部（Agriculture Extension Wing）では、農業普及、作物生産に携わる部署が多数存在する。SHEPに基づいた普及活動を実施するための部署を本部内で特定し、活動実施のための役割と責任を明確化する。その際図1の実施体制で示したように、市場に関しては農業市場部（Agriculture Marketing Wing）、生産技術に関しては農業技術部（Agriculture research Wing）がそれぞれの分野の助言を行うため、プロジェクトアドバイザーグループを形成し、プロジェクトチームに必要なに応じて知見の共有等を行うこととする。活動で明確化した役割分担に応じ、例えば①教材やマニュアル作りに関するワーキンググループ、②現場活動実施のためのワーキンググループといった形で目的に応じたグループを設置し、実務レベルの作業を進めていく。

¹ プロポーザルでは、本項目にかかる(1)～(12)の実施方法・留意事項を考慮し、対象地におけるSHEPアプローチ活用方法および実施・推進・確立に関してその業務計画および各成果に対するの活動の進め方を具体的に提案する。

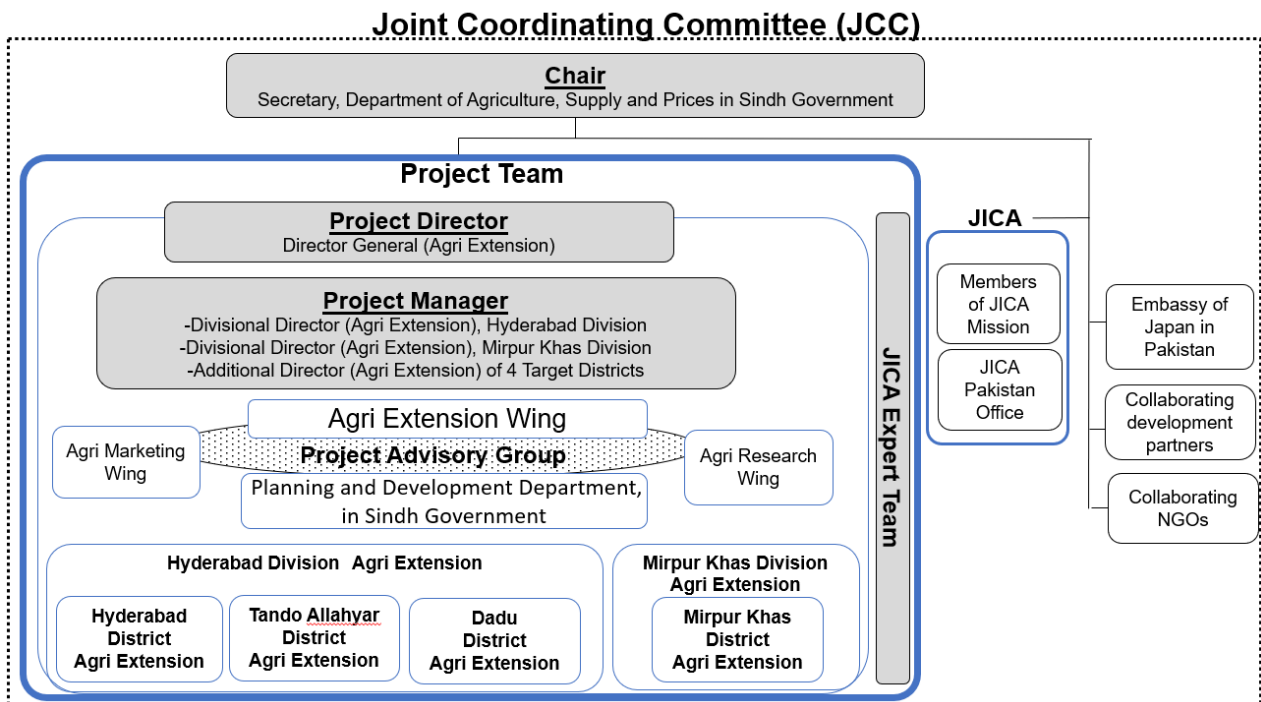


図1. 実施体制図

(2) 対象県と裨益者

農業普及部本部があるハイデラバード近郊のハイデラバード県、タンド・アッラヤー県および、他の開発パートナーからのインプットが少ないシンド州北部地域 (Upper Sindh) に属するダドゥ県も含める。プロジェクト期間で裨益者は3県420名を想定しており、普及計画は以下の通りである。

対象県	準備期間 (0.5年)	1年目	2年目	3年目	合計
ハイデラバード	SHEP帰国研修員によるパイロットプロジェクト	1 グループ (20 農家)	2グループ (40 農家)	2グループ (40 農家)	5グループ (100 農家)
タンド・アッラヤー		2グループ (40 農家)	3 グループ (60農家)	3 グループ (60農家)	8 グループ (160 農家)
ダドゥ県		2グループ (40 農家)	3 グループ (60農家)	3 グループ (60農家)	8 グループ (160 農家)
合計		5 グループ (100 農家)	8 グループ (160 農家)	8 グループ (160 農家)	21 グループ (420農家)

なお、安全上の課題から、ダドゥ県関係者に対するTOTは基本的にハイデラバード等で実施し、定期的にダドゥ県への出張を検討する。

また、プロジェクト開始当初の半年間で行う基礎的な情報収集調査の結果および先方政府との協議を踏まえて対象県の追加や入れ替えを行う。そのため、右調査では前述3県に加えて、ミルプール・カス県、ジャムショロ県などハイデラバード周辺の県を対象とし、プロジェクト対象に含めることを検討する。

(3) 仲買人と金融包摂

プロジェクト対象県では、ほとんどの農家が仲買人から資金や投入材の供与を受け、ほぼ全ての生産物を引き渡している。一方で、農家と仲買人は同じコミュニティに所属し、冠婚葬祭に互いに参加し合うなど、何世代にも渡って地域の暮らしに密接に関わっている。係る状況下で、仲買人を農産物のバリューチェーンから排除することは当地の社会構造的に適切とは言い難い。本案件では、仲買人と農家の双方を巻き込んだ活動の工夫を考案する。

併せて、マイクロファイナンス等の金融アクセスの改善についても、1) 農村社会的な背景、2) 複雑な書類手続き、3) 決して低くない利率や厳しい融資条件、4) 金融機関の原資の不足、の以上4点を考慮して、その導入をプロジェクト活動の主眼に置くのではなく、SHEPの基本的な活動のStep2に含まれるお見合いフォーラムなどで紹介することを検討する。

(4) 分益小作制度

シンド州農業政策（2018年）によると、シンド州では農家戸数の約6割、耕地面積数で56%が分益小作（地主と小作の分益割合は50:50）の形態を採っているとされている。プロジェクト対象県の小規模農家においては、特に小作の割合が高い様子であった。土地所有者の多くはコミュニティ内に居住し、小作と密接な関係を維持しながら自らも営農活動を営む在郷地主（resident landlord）であり、作物栽培や販売に関する意思決定についても地主・小作の協議の下で行われていることが確認できた。地主・小作を搾取者・被搾取者としての対立関係でとらえるのではなく、ビジネスパートナーとして、共に市場情報の収集、意思決定を行っていけるよう、両者による営農計画立案を推奨していくことが望ましい。

(5) 農家の組織化

詳細計画策定調査では、プロジェクト対象県では農家同士の共同作業は行われておらず、基本的に個人で栽培、販売を行っており、SHEP活動の受け皿となりえる農協や生産者グループ、自助グループ等の既存の農家組織は観察できなかった。プロジェクトでは同じ村落内の園芸農家を20人ほど集める形で、「学び合いの場」、「研修を受ける場」としてのゆるやかなSHEPグループを形成することを想定する。プロジェクトでは組織化そのものを目指すのではなく、資材等の共同購入や共同出荷によるコスト削減や交渉力強化といった組織化のメリットについて農家に伝え、営農改善の選択肢の一つとして「組織化」を農家に提示することとする。

(6) 売り先の開拓

シンド州内の卸売市場で取引される園芸作物は、基本的に全品公開オークションにて取引されるため、多くのSHEP実施国のような「高値で買ってくれる特定の買い手」「信用できる買い手」を、農家が市場調査で見つけることが難しいことが示唆されている。シンド州のSHEPでは、農家の利益を向上させるために、需要の高い作物の種類や品質の特定、出荷タイミングの調整、適切な収穫後処理（正

しい等級分け、梱包、運搬による廃棄率低下等)などを工夫することが想定される。併せて、レストランや小売り、ECなどの直接販売の開拓なども検討する。

(7) ジェンダー平等および社会包摂²

プロジェクト対象県の農村では強いジェンダー規範が存在する。イスラム教徒とヒンズー教徒、そしてバロチ民族等の社会的属性によってその度合いが異なるほか、女性の農作業への従事実態にも差がある可能性がある。

詳細計画策定調査では、農村における普及活動では、女性の県農業事務所職員が主たるファシリテータであるならば、男性職員が同席していても、女性農家に対する研修が実施可能であることが示唆された。

プロジェクト開始後の基礎調査では、ジェンダーに関する重点的な情報収集・考察を行い、営農や家計での女性の役割やその裁量を明らかにし、シンド州の文脈に合った女性農家向けの研修方法および内容、農家・普及員などへのジェンダー啓発研修を実施していく。

(8) レジリエンス強化について

シンド州で度々起こる干ばつや洪水などの極端気象に対するレジリエンスの強化に向け、農家の栽培作物の多様化や節水効果のある灌漑技術、耕運管理の改善、水ストレス耐性品種の紹介などをSTEP4のToT並びに現地研修で導入することを検討する。詳細計画策定調査時には、農家や普及員より水管理技術等に対する関心が寄せられた他、農家が自ら灌漑水不足に対応するため、耐乾燥性と耐熱性を特徴として持つクラスタービーン（グアー豆）を栽培し、十分な収量と販売価格を得て成功している例も見られた。このような現地での様々な好事例を収集し、レジリエンスの強化に向けて、小規模農家が身の丈に合った営農改善を進めて行けるよう情報発信をしていくことも検討する。

(9) ICT 技術の活用について³

シンド州において、普及員の一人当たりの農家の数は6,881戸となり、実際にアクセスできる農家の数は限られている。このような現状を補完するため、農業普及部では携帯電話用アプリやインターネット上のホームページ等のICTを活用した情報発信や双方向性の情報交換を行い、より多くの農家に有益情報を届ける取り組みを行っている。部員向けのレポートシステムは、普及員が現場で活動の様子を撮影した写真や活動記録をアプリに入力・アップロードすることで、本部職員がウェブ上でモニタリングをすることができ、今般の情報収集調査でも実際に普及員が活用していることが見られた。以上のように、当該地におけるICTの活用方法を鑑みて、その改良および活用方法を検討する。

(10) 先方政府負担のプロジェクト経費の確保 (Planning Commission Form I

² SHEPではジェンダー課題の取り組みとして、農業経営における男女相互の役割の理解を促進することと、男女の研修参加を得て夫婦・家族が経営のパートナーとなることにより、農家経営の効率化を目指している。プロポーザルでは、現地のジェンダー規範に則った上でのSHEPのジェンダーに関する研修方法を提案ください。

³ CP機関における農業普及の複合的な課題（人員や燃料の不足など）の補完あるいは既存の普及方法をより効率的にするためのICTを活用したシステムの改良および活用案について、プロポーザルで提案ください。

(PC-1)) について

PC-1はパキスタンにおいて開発パートナーが同国政府の先方に経費負担を求めるときに、予算確保の観点から承認が求められるものである。技術協力プロジェクトの実施に際し、PC-1の承認は必須条件ではないが、本プロジェクトの実施機関であるシンド州農業省では、追加的な予算の確保ができない場合は、プロジェクト活動（特に普及員による農家に対する研修）の実施、さらにはプロジェクト終了後の活動の持続性に大きな疑問が生じる可能性が高い。

これを踏まえて、本プロジェクトではシンド州側の予算編成能力の向上という観点からもPC-1の作成と承認を、その協力期間冒頭で活動の一部とする。

なお、パキスタンでは開発パートナーの協力を経て定着した活動を継続するための予算確保を目的とするPC-4という手続きが存在し、シンド州においても過去の畜産分野の技術協力プロジェクトによって成果をみた活動が、これによって予算確保、継続されている。本プロジェクトでも協力期間後半にはPC-4の承認を念頭におく。

(1 1) SHEP アプローチの広域進捗モニタリング調査への協力

SHEP アプローチを活用した案件は、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の公約を踏まえ、同アプローチの有効性や国毎の活用方法について確認するための各種調査が実施される可能性がある。特に、本プロジェクトはパキスタンにおいて初のSHEPアプローチ導入事例となることから、同国におけるSHEPアプローチの有効性や特性等を検証することを目的として、調査対象となることが想定される。本プロジェクトが対象となった場合は、これら調査に対し情報提供・関係者との連絡調整等の協力を行う。

(1 2) SHEP 課題別研修および参加に係る人選の助言

SHEPアプローチを導入する技術協力プロジェクトは、C/P機関関係者が同アプローチについて正しく理解し、自らの意思によってその普及を推進することが重要であり、プロジェクト実施においてSHEP課題別研修帰国研修員はフォーカルパーソンになりえる。2022年度には、シンド州政府農業局がオンラインによる課題別研修に参加したものの、豪雨と洪水による甚大な被害のため行動計画を実施することはできなかった。しかし、その知識はタンド・アッラヤー農業局内で共有された。2023年度には対面形式での研修に参加し、帰国後に研修の成果を活かして、シンド州内でSHEPを活用した研修員によるパイロットプロジェクトを実施予定である。

本プロジェクトでは、シンド州における帰国研修員とのSHEP普及に係る連携を目指し、パイロットプロジェクトのモニタリングを検討する。また、2024年以降の農業局からの参加の人選について助言を行う。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：現地踏査や協議を通じて、プロジェクトの対象地候補を選定する。

活動1-2：対象地候補にて、洪水被害、復旧・復興状況を調査する。⁴

活動1-3：対象地候補にて、小規模農家、園芸栽培、市場、ジェンダーに関する情報を収集する。⁵

活動1-4：調査結果を踏まえ、活動計画を立てる。

<成果1の活動概要>

現場活動を開始するための準備として、活動対象候補地であるシンド州ハイデラバード県、タンド・アッラーヤー県、ダドゥ県に加え、プロジェクトの対象となる可能性のあるミルプール・カス県、ジャムショロ県などハイデラバード周辺の農業が盛んな県でも2022年に発生した洪水被害の状況、現在の復旧・復興の進捗を確認するとともに、現在の小規模農家の生産・販売状況についても現状を把握する。この基礎調査の実施にあたっては、現地人材の雇用や現地コンサルタント・現地NGO等への再委託を検討し、農民組織の状況やジェンダーなどの社会的側面と共に帰国研修員のパイロットプロジェクトのモニタリングに関する情報を収集する。量的な現状把握に合わせて、市場志向型農業の円滑な普及に向けた定性的な分析が求められる。現地再委託とする場合、定量的な分析は再委託に含めることを認めるが、定性的な側面は、業務従事者によるSHEPコンセプトに基づく分析を想定している。プロジェクト開始直後に調査を実施し、半年以内に得られた情報を整理し、現場活動実施のための活動計画を立てる。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：シンド州農業・供給・価格局（Department of Agriculture, Supply and Prices）の関係者の役割や責任を明確化する。

活動2-2：プロジェクト活動実施のためのワーキンググループを設置し、会合を開く。

⁴既存の調査（2022年に実施したシンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査および本プロジェクトの詳細計画策定調査結果）で明らかになっている点を踏まえて、より事業にSHEPを活用する上で必要となる、対象地域の深堀の情報分析・整理方法、その結果に基づく事業への活用イメージについて、プロポーザルで提案ください。

⁵ 同上

活動2-3：TOTの講師を務めるマスタートレーナーの育成を行う。

活動2-4：SHEP活動実施者に対するTOTを実施する。

活動2-5：SHEP活動実施者に対する現場活動への支援を実施する。

活動2-6：SHEP活動実施者の能力強化度合いを測定する。

<成果2の活動概要>

SHEP活動実施に当たって、農業・供給・価格局職員的能力を強化するものである。RD等に明記されている同局内のプロジェクトにおける役割を明確化し、ワーキンググループを結成し、定期的な会合で進捗を確認し合う。

課題別研修「市場志向型農業振興（行政官）」や英語圏SHEPワークショップ等に職員の参加を促し、SHEPマスタートレーナーの養成・能力強化を早い段階で行う。マスタートレーナーは普及担当職員に対して指導者養成研修

（Training for Trainers：TOT）の講師となることを期待される。その後、TOTを実施し、マスタートレーナーやC/P職員等、十分なSHEPアプローチの理解を持った人員が現場の農業職員や普及員に対して実地指導を行う。人材育成に関しては、単に研修の実施を持って育成されたと判断するのではなく、プレテスト・ポストテストを実施したり、現場の活動ファリシテーションをモニタリングしたりするなどして、研修参加者のSHEP理解度や実践力の向上を確認していく。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：シンド州の状況に合致したTOT教材を開発する。

活動3-2：シンド州の状況に合致した農家向け研修教材を開発する。

活動3-3：SHEPアプローチに基づいた普及活動実施のためのマニュアルを作成する。

<成果3の活動概要>

成果1の調査結果も踏まえつつ、シンド州の営農、市場流通、ジェンダー、農家組織といった状況に対応する形でシンド州の現況に基づくSHEPアプローチの型を築いていくことを目指す。具体的にはシンド語でのSHEP Handbookや心理学本などのTOT教材や農家研修教材の開発、そしてプロジェクト期間最終年には活動実施マニュアルを完成させる。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：対象県、郡、対象農家を選定する。

活動4-2：対象農家に対してSHEPアプローチに基づいた普及活動を実施する。

活動4-3：ICTを用いた効率的な活動モニタリングシステムを開発する。

活動4-4：ICTを用いた効率的な活動モニタリングを行う。

活動4-5：対象農家の変化を測定する活動（プロジェクト全体に係るエンドライン調査）を行う。

<成果4の活動概要>

成果2で育成された人員が、成果3で開発された教材類を使用しながら農家に対してSHEP活動を実施する。まずは対象県・郡、対象農家を選定し、対象農家にSHEPを実施する。活動実施時にはICTを用いた効率的な活動モニタリングシステム実施し、進捗状況をタイムリーに確認しながら進めて行く。農業普及部ではすでに普及員の活動報告のためのアプリが実装されている。このアプリを活用・改善しながら情報収集・共有・発信していくことを想定している。最後に、活動の効果を確認するために、プロジェクト全体のエンドライン調査として対象農家がSHEPによってどのように変化したかについて、介入前と後とで比較する定量・定性データを収集し、分析する活動を行う。なおICTを用いたモニタリングシステムの開発とエンドライン調査の実施には、現地再委託を認める。

⑤ 成果5に関わる活動

活動5-1：先方政府負担事項での現場活動実施のための予算確保を承認するPlanning Commission Form I (PC-1)を作成し、予算執行をモニタリングする。

活動5-2：プロジェクト終了後のSHEPアプローチに基づいた普及活動実施のための人員・予算計画を立てる。

活動5-3：継続的なTOT実施のための人員・予算計画を立てる。

活動5-4：他州や他機関にプロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

<成果5の活動概要>

成果5では成果1から4までの活動を踏まえ、プロジェクト終了後も無理なく活動を続けていくためのSHEPアプローチの制度化に向けた支援を行う。まず、プロジェクト開始間もなく、財政的持続性向上のために、パキスタン政府によるカウンターパート資金確保のためのPC-1と呼ばれる書類をC/Pと共に作成し、2024年6月末までにシンド州政府の計画開発局に提出する。PC-1は、プロジェクト活動費用のうち、主に普及員が現場で行う農家対象の各種研修活動実施のための資金に充てられる。パキスタン政府から許可が下り、手続きが順当

に進めば、パキスタンの2024/2025会計年度内（7月開始、6月終了）に予算の執行が行えるようになる見込まれる。その後、プロジェクト期間中、このカウンターパート資金を使った現場活動を継続実施する。

さらに、プロジェクト終盤には、プロジェクト後のTOTや現場活動をどのように運営していくかについて、人員・予算計画を立てる。活動の成果や課題、教訓についても知見を取りまとめ、他地域や他機関向けのワークショップを開催して発表する。

※活動5-4で想定している現地での他州・他機関向けのSHEPの成果の共有に関するワークショップの想定規模は以下のとおり。

実施回数	1回
対象者	他州の農業局およびシンド州内で支援を行う他ドナー等
参加者数	約 50名/回
開催期間	約 3日/回
実施場所	シンド州ハイデラバード近郊およびプロジェクト実施地
実施形態	対面

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

(4) 現地再委託

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	情報収集調査	シンド州地域活動対象候補地 1. 2022年に発生した洪水被害の状況、現在の復旧・復興の進捗 2. 小規模農家の生産・販売状況についての現状把握 3. 農家の組織化状況	1回	定額計上

		4. ジェンダー 想定される時期：プロジェクト開始～半年		
2	プロジェクト全体のエンドライン調査	シンド州地域活動対象実施地 1. SHEP 実施農家の生産・販売状況についての現状把握・分析 2. 農家の組織化状況 3. ジェンダー 4. その他、C/P 機関と協議後に定めた調査・評価項目 想定される時期：プロジェクト終了半年前	1回	定額計上
3	モニタリングシステム開発費	現行のICTを用いたレポーティングシステムを改良した効率的な活動モニタリングシステムを開発する。	1回	定額計上

(5) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に本プロジェクトで取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを事業完了報告書に合わせ提出）

② 情報収集調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る情報収集調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

④ プロジェクト全体のエンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑤ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシートVer. 1	契約締結後1ヵ月以内に案、3ヵ月以内を目途に確定版 (Ver. 1: 2024年4月末)	英語	電子データ	
モニタリングシート Ver. 2~7	Ver. 1提出後6ヵ月ごと (Ver. 2: 2024年10月末) (Ver. 3: 2025年4月末) (Ver. 4: 2025年10月末) (Ver. 5: 2026年3月末) (Ver. 6: 2026年10月末) (Ver. 7: 2027年3月末)	英語	電子データ	
事業進捗報告書	2025年10月末	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書（最終成果品）	2027年7月末	日本語	製本、CD-R	3部
		日本語要約	製本、CD-R	2部
		英語	製本、CD-R	2部

- 第一期の事業進捗報告書及び第二期の事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前

を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書（及び事業進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (キ)合同調整委員会議事録等
- (ク)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) SHEP用教材（シンド語）（例：SHEPハンドブック、農家向けの研修教材、普及活動マニュアル等）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の要約、進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

案件概要表

1. 案件名

国名：パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名：

和名：シンド州小規模園芸農家支援プロジェクト

英名：The Project for Smallholder Horticulture Farmer Empowerment in Sindh Province

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は、世界第5位の約2億3千万人⁶（2021年）の人口を抱え、その約63%（2021年）⁷は農村部で生活をしている。また、全雇用の約37%（2019年）⁸を農業が創出しており、農村部では雇用と生計維持のため農業が重要な産業となっている。一方、同セクターのGDPに占める割合は、約23%（2021年）⁹と過去30年程大きな変化はなく、過去10年の年成長率は2～3%台と、製造業の10.5%（2021年）やサービス業の6%（2021年）等、他セクターと比べ低い¹⁰。

パキスタン政府の「パキスタン・ビジョン2025」（2014年）では、独立100周年となる2047年までに世界の10大経済大国に入ること为目标とし、農業振興を通じた経済成長等を重点分野の一つに掲げている。また、農業の持続的成長を通じ食料安全保障と栄養改善を目指す「食料安全保障政策」（2018年）では、農業の年成長率4%達成に向け、農業生産性・収益性向上や貧困層の生計向上に取り組む、としている。

パキスタン最大の都市であるカラチや第8位のハイデラバードを擁する南東部のシンド州は、インダス川下流に位置し農業が盛んであり、パキスタンのGDPの11%は同州の農業が貢献している¹¹。同州は水資源や気候条件に恵まれた主要穀物生産地域であり、コメや小麦等の他、園芸作物栽培も盛んである。全国生産量に占める同州の割合は、バナナ：87%、トウガラシ：78%、パパイヤ：47%、タマネギ：36%となっている（2022/21年）¹²。しかし、生産性や品質の低さ、農業インフラや市場アクセスの不足、農家や農業関係者の農業技術や経営に係る能力不足といった恒常的な課題に直面している。

また、気候変動による極端現象が増加する中、同州は洪水や干ばつ等の自然災害の影響を受けやすい地域でもある。国土の3分の1が浸水したとされる2022年6月

⁶ <https://data.worldbank.org/country/pakistan>

⁷ <https://www.fao.org/faostat/en/#country/165>

⁸ <https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=PK>

⁹ <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=PK>

¹⁰ <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.KD.ZG?locations=PK>

¹¹ Government of Sindh (2018) "Sindh Agriculture Policy (2018-2030)" p. ii.

¹² Ministry of National Food Security & Research, Government of Pakistan (2022) Fruit, Vegetables and Condiments Statistics of Pakistan 2020-21

から8月にかけての豪雨・洪水の際は、同州が最も甚大な被害を受け、農業の被害総額の約76%を同州が占めた¹³。

こうした課題に対し、シンド州政府は2018年に「シンド州農業政策（2018～2030年）」を策定し、中長期的な農業振興に取り組んでいる。同政策では、①農業の年成長率4～5%の達成、②農村部の貧困、食料不足や栄養不良の半減、③自然資源の持続的かつ効率的活用、④気候変動に対する強靱性や適応力の向上、に取り組むとしている。特に、①農業の年成長率向上につき、近年都市近郊で需要が増大している野菜・果実や家畜の生産・流通の技術改善や、効率・効果的な研修や農業普及の実施等の取り組みを、政府が民間セクターと連携しつつ行う、としている。

こうした政策方向性を踏まえ、同州農業・供給・価格局は、園芸作物等における農業普及強化を目指し、2022年度JICA課題別研修「アジア地域市場志向型農業振興（行政官）（A）」に農業普及部職員3名を派遣し、市場志向型農業の普及手法である「SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ」にかかる理解を深めた。同研修を受け、同州政府は、更にSHEPアプローチを同局の取り組みとして拡大するため、我が国に本事業を要請した。

本事業は、需要が増大している園芸作物の生産及び流通の改善を通じて農家の所得向上を目指す、小規模農家の能力向上のための農業普及を支援するものであり、最終受益者である小規模農家の営農改善ニーズに合致するものである。また、同局の園芸作物生産・マーケティングに関する支援能力強化と農家の所得向上により、地域間の格差是正や洪水災害からの復興にも寄与することが期待される。

（2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国は、「対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針」（2018年）にて、重点分野の一つである「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」の目標の下、パキスタンの農業を支える小規模農家の生計安定化、生産性の向上、製品の多様化、高付加価値化への支援に取り組むとしている。本事業は、同目標の中の協力プログラム「農村市場経済発展プログラム」の一つとして位置づけられる。また、JICA 国別分析ペーパー（JCAP）「パキスタン・イスラム共和国」（2022年）では、JICA課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」のクラスター事業戦略「小規模農家向け市場志向型農業（SHEP）の振興」を念頭に、小規模農家等を対象とした農業生産性及び農業バリューチェーンの改善を通じた生計向上、市場志向型の農業の促進、特産品の高付加価値化等に資する協力を実施する、としており、本事業の目的と合致する。

更に、本事業では、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の目標1（貧困をなくそう）、目標2（飢餓をゼロに）、目標5（ジェンダー平等を実現しよう）、目標8（働きがいも経済成長も）への貢献が期待できる。日本は、2019年の第7回アフリカ開発会議（The Seventh Tokyo International Conference

¹³ <https://www.undp.org/pakistan/publications/pakistan-floods-2022-post-disaster-needs-assessment-pdna>

on African Development : TICAD VII) にて「SHEP 100万人宣言」(2030年までに少なくとも100万人の小規模農家がSHEPを通じてより良い暮らしを実現する)を行った。本事業は同宣言の実現を後押し、飢餓撲滅に寄与するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行の「シンド水・農業変革プロジェクト (Sindh Water and Agriculture Transformation Project: 以下、SWAT)」(2023~2028年: 320百万ドル) は、洪水の影響を受けた中小規模農家支援のため、作物生産性向上を目的とし水資源管理強化、野菜等の高付加価値作物を含む作物生産への助成金供与等を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パキスタンのシンド州において、同州の状況に合致したSHEPアプローチが開発され、同アプローチを用いた農業普及活動が小規模農家を対象に実施されることにより、対象農家の所得向上を図り、もって、同州政府による市場志向型農業の推進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

1) 対象地域: シンド州

2) プロジェクトサイト

シンド州の園芸適地 (具体的な県・郡・村は事業開始後に選定)

(3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:

・シンド州農業・供給・価格局の普及部門スタッフ (約160名)

最終受益者:

・対象県の小規模園芸農家 (21グループ、約420農家を想定)

(4) 事業実施期間

2024年1月~2027年6月を予定 (3.5年間)

(5) 事業実施体制

プロジェクト・ダイレクター (シンド州農業・供給・価格局農業普及部長)

プロジェクト・マネージャー (シンド州農業・供給・価格局農業普及部ハイデラバード管区長)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

アフリカ地域を中心としつつ、全世界を対象に展開している2023年~2027年の課題別研修「市場志向型農業振興 (行政官)」や英語圏SHEPワークショップ等に本事業のカウンターパートの参加を促し、SHEPアプローチに対する知識の深耕を促進し、

SHEPマスタートレーナーとしての能力を強化する。また、他のSHEP実施国との経験・知見共有の機会を提供することにより、情報分析・発信力を高めると共に、プロジェクトに対するオーナーシップ強化を図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行の上記SWATの中での農家研修において、SHEPアプローチの活用が可能か情報交換し、可能性がある場合にはSWAT関係者の本事業の研修指導者養成研修(Training of Trainers: TOT)への参加を呼び掛ける。また、SWATにより灌漑水管理が改善し、園芸作物生産が活発になった地域・農家グループを本事業の対象に選定することも検討する。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

社会的弱者である土地なし農家や若年農家並びに非識字者が、本事業への参加により、より収益性の高い園芸生産・販売を行い、生計向上が実現するといった効果が考えられる。

3) 気候変動対策(適応策)：

市場のニーズに合わせた栽培作物の多様化により、自然災害による被害リスクを分散させることができる。また、農家が栽培計画を作成・実施することにより、作物の収量の安定化が可能になり、気候変動に対するレジリエンス強化が見込まれる。さらに、灌漑効率改善のための節水技術や土壌改良等の技術を紹介することにより、干ばつ時の被害低減が期待できるため、本事業は、気候変動対策(適応策)に資すると考える。

4) ジェンダー分類：

GI(S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

調査にてジェンダー分析を行った結果、農村では厳格なジェンダー規範が存在するが、宗教や民族などの社会的属性によってその度合いが異なるほか、女性の農作業への従事態にも差があることが判明した。また、女性農家の活動参加には女性職員によるファシリテーション・指導が必要であるなど、ジェンダーに基づく課題が確認された。本事業は、対象地域のジェンダーに関する更なる情報収集を行い、ジェンダー専門家を投入し、女性の参加を促す研修方法の考案、対象農家グループに対するジェンダー啓発研修の実施などジェンダー視点に立った活動を実施するため。

なお、本事業はSHEPアプローチのジェンダー主流化方針に則り、積極的に女性農家の事業活動への参加を呼び掛けると共に、「夫婦は農家経営の対等なパートナー」というスローガンの下、男女平等の研修機会の提供、農家グループ内及び世帯内での男女共同意思決定促進、農家グループ内及び世帯内ジェンダー役割の見直しによる営農改善等の取り組みを農家研修にて実施する。また、女性農家に加え、非識字農家、若

年農家、土地なし農家等も社会的弱者として不利な立場に置かれている可能性がある。本事業で行うジェンダー・社会包摂に関する調査を通じ、社会的弱者の特定や本事業への参加を促す工夫を考案し、また事業裨益に係るモニタリング等を実施する。

(8) その他特記事項

シンド州は外務省危険情報レベル2に相当する地域であり、武装強盗団(ダコイト)による襲撃事案や反中組織によるテロ、暴力的なデモ等が継続的に発生する地域のため、上記背景を踏まえ安全対策措置や安全管理部、事務所安全班の指示等に従い渡航する必要がある。

4. 事業の枠組み

5. 上位目標：

シンド州の状況に合致した市場志向型農業促進のための普及活動が、広く小規模農家に実施される。

指標・目標値

1. プロジェクト終了3年後までに新たにX*人以上の小規模農家が SHEP アプローチに基づいた普及活動に参加する。
2. 1の小規模農家及びプロジェクト期間中の対象農家のX*%以上が、普及活動の成果により純収入が増えたと回答する。
3. プロジェクト終了3年後までに新たにX*人以上のシンド州農業・供給・価格局職員が SHEP アプローチに基づいた普及活動を実施するための知識やスキルを身に付ける。

*数値Xはベースラインサーベイ後に確定させる。

6. プロジェクト目標

生産性及びマーケティング力強化の普及活動により、小規模農家の所得が向上する。

指標・目標値

1. エンドライン調査時の対象農家の対象作物からの純収入がベースライン調査時と比較しX*%以上増加する。
2. 対象農家のX*%が市場関係者から継続的に(少なくとも作期ごとに)経営に資する情報を収集している。

*数値Xはベースラインサーベイ後に確定させる。

7. 成果

成果1：シンド州の主要な園芸適地における洪水被害及び復旧・復興状況及び営農実態を勘案した活動計画が立案される。

成果2：シンド州農業・供給・価格局において、SHEPアプローチに基づいた農業普及活動を実施する職員が育成され、職員の普及能力が強化される。

成果3：シンド州の状況に合致したSHEPアプローチが開発される。

成果4：対象県において、小規模農家がSHEP活動に参加する。

成果5：SHEPアプローチの制度化が提案される。

8. 活動

1. 1. 現地踏査や協議を通じて、プロジェクトの対象地候補を選定する。
1. 2. 対象地候補にて、洪水被害、復旧・復興状況を調査する。
1. 3. 対象地候補にて、小規模農家、園芸栽培、市場、ジェンダーに関する情報を収集する。
1. 4. 調査結果を踏まえ、活動計画を立てる。

2. 1. シンド州農業・供給・価格局の関係者の役割や責任を明確化する。
2. 2. プロジェクト活動実施のためのワーキンググループを設置し、会合を開く。
2. 3. TOTの講師を務めるマスタートレーナーの育成を行う。
2. 4. SHEP活動実施者に対するTOTを実施する。
2. 5. SHEP活動実施者に対する現場活動への支援を実施する。
2. 6. SHEP活動実施者の能力強化度合いを測定する。

3. 1. シンド州の状況に合致したTOT教材を開発する。
3. 2. シンド州の状況に合致した農家向け研修教材を開発する。
3. 3. SHEPアプローチに基づいた普及活動実施のためのマニュアルを作成する。

4. 1. 対象県、郡、対象農家を選定する。
4. 2. 対象農家に対してSHEPアプローチに基づいた普及活動を実施する。
4. 3. ICTを用いた効率的な活動モニタリングシステムを開発する。
4. 4. ICTを用いた効率的な活動モニタリングを行う。
4. 5. 対象農家の変化を測定する活動を行う。

5. 1. 先方政府負担事項での現場活動実施のための予算確保を承認するPlanning Commission Form I (PC-1)を作成し、予算執行をモニタリングする。
5. 2. プロジェクト終了後のSHEPアプローチに基づいた普及活動実施のための人員・予算計画を立てる。
5. 3. 継続的なTOT実施のための人員・予算計画を立てる。
5. 4. 他州や他機関にプロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

十分な人数のカウンターパート職員が配置される。

(2) 外部条件

- ・ 成果達成のための外部条件：1. カウンターパート職員の異動・離職が頻繁に発生しない。2. 対象地域の治安が悪化しない。3. 洪水の復旧・復興活動が著しく遅延しない。

- ・ プロジェクト目標達成のための外部条件：1. 対象地域において自然災害や干ばつ、洪水等の深刻な天候不順が発生しない。2. 園芸作物の価格が著しく下落しない。
- ・ 上位目標達成のための外部条件：政府の小規模園芸農家支援の優先度が低下しない
- ・ 上位目標達成維持のための外部条件：小規模園芸に関する政策が劇的に変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（2017～2023年）では、エチオピアにおいて初めてとなるSHEPアプローチの実施が試みられた。ケニアで開発され、その後、JICA本部で標準化されたSHEPアプローチの型を、プロジェクト活動を通じてエチオピアの社会経済状況に合致した形に調整し、エチオピア版SHEPを開発した。その際、プロジェクト終了後の持続性を向上させるために、標準的な活動を本格的に行う「標準版エチオSHEP普及パッケージ」と、限られた政府の普及予算でも無理なく実施できる「簡易版エチオSHEP普及パッケージ」の2種を開発した。本事業においても、パキスタンの文脈に合ったSHEPの型を開発するとともに、先方政府の普及予算や人員を考慮した持続性の高い普及パッケージを考案することが重要である。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

□段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

□他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒ ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☐ 施工時の工事安全対策に関する検討

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダ・イレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／事業進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：市場志向型農業（SHEP アプローチ）に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年2月よりシンド州における洪水被害、小規模農家の園芸栽培、ジェンダー等に関する調査・分析を3カ月ほど行い、その結果に基づきシンド州におけるSHEPアプローチの確立を目指す。2027年7月下旬までに本業務の成果に係る報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 68.20人月

2) 渡航回数を目途 全32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 情報収集調査
- プロジェクト全体のエンドライン調査
- モニタリングシステム開発費

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- 詳細計画策定調査結果

2) 公開資料

- パキスタン・イスラム共和国シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12368858.pdf>
- JICA 事業における ジェンダー主流化のための手引き【農業・農村開発】
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_08_agricul.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※安全管理の観点から、専門家執務室へジェネレーター及び監視カメラ等の設置を想定している（「4. 定額計上について」の「安全対策経費一式」に含まれています）

（6）安全管理

安全対策に関する JICA パキスタン事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努めること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については JICA パキスタン事務所などで十分な情報収集を行うと共に、現地業務での安全確保のために関連機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。

JICA パキスタン事務所とは常時連絡が取れる体制とし、渡航を計画する際は前広に案件担当者に相談すると共に、最低でも 1 か月前を目途に必要な申請を行い、渡航可否または移動手段などについて同事務所からの承認を得ることとする。

また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録すること。

（参考）JICA の国別安全対策情報：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

355,010,000円（税抜）

なお、下記、(5) 定額計上分の合計である 52,710,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記(4) 別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

- 1) 上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費		13,818,000円	各種警備員及び監視カメラオペレーター等	一般業務費-特殊傭人費
			21,000,000円	護衛車（現場視察用）等	一般業務費-車両関連費
			2,500,000円	安全対策設備費としてジェネレーター、監視カメラ、有刺鉄線設置費等	一般業務費-事務所関連費
2	情報収集調査に係る経費	第2章第5条2. (1)活動1-2、 1-3	5,000,000円	調査費一式	再委託費-現地再委託費

3	モニタリングシステム開発費	第2章第5条2. (1)活動4-3	4,000,000円	ICTを用いたモニタリングシステムの開発に係る経費	再委託費-現地再委託費
4	プロジェクト全体のエンドライン調査に係る経費	第2章第5条2. (1)活動4-5	3,000,000円	調査費一式	再委託費-現地再委託費
5	他州向けワークショップ開催費	第2章第5条2. (1)活動5-4	2,000,000円	参加者の出張旅費(交通費、日当・宿泊費)、会場借上費等	一般業務費-セミナー等実施関連費
6	資料等翻訳費	第2章第5条2. (1)活動3-1	1,392,000円	SHEPハンドブック、心理学本の翻訳代 (英語→インド語)	一般業務費-資料等翻訳費
定額計上 合計金額			52,710,000円		

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

➤ 東京⇒バンコク⇒カラチ(タイ国際航空)

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表
別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(60)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	40	
(2) 要員計画/作業計画等	20	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(30)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(30)	(12)
ア) 類似業務等の経験	14	6
イ) 業務主任者としての経験	8	3
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(12)
ア) 類似業務等の経験	—	6
イ) 業務主任者等としての経験	—	3
ウ) 語学力	—	2
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(6)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（発言時にはカメラをオンにしますが、Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上